

武雄市新生活様式導入支援事業補助金

補助金の概要

1 目 的

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、「新しい生活様式」に則って、非接触や感染拡大防止を図りながら、事業再生や継続に取り組む市内に店舗を有する中小企業者・小規模企業者等を支援するとともに、感染拡大防止に取り組む「新型コロナウイルス感染防止取組宣言店」となって頂くことで、市民が安心・安全に利用できる店舗・事業所を拡充していくことを目的として、武雄市独自の補助金を交付します。

2 補助対象事業者（申請者）

- ・武雄市内に店舗や事業所を有し、不特定多数の顧客を対象に対面販売又は対面サービスを行う中小企業者等（個人事業者含む）が対象となります。

※中小企業者等とは、中小企業法第2条第1項各号に規定する中小企業者、第5項に規定する小規模企業者です。

【定義】

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種 (下記業種を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

（補助対象外事業者）

次に掲げる者は、補助の対象外とします。

- ・農業、林業、漁業の個人事業主（株式会社、合同会社、合資会社または有限会社、士業法人は、補助対象です。）
- ・政治団体、宗教団体、暴力団、暴力団員など
- ・中小企業基本法の中小企業者・小規模企業者に該当しない者
(社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団

法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（ＬＬＰ）

- ・補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

3 補助対象事業

- ・市内事業所が、対面販売・対面サービス等のため感染防止対策を導入する事業
- ・「新しい生活様式」に則って、非接触や感染拡大防止を図る新業態に取り組む事業
- ・令和２年８月８日以降に支出した費用を対象

4 補助金額等

補助金額は、市内の事業所（店舗）ごとに算定した額の合計額です。

1 市内事業所（店舗）あたり

補助率対象経費×補助率4／5＝補助金額（上限40万円）

（補助限度額）

1 店舗あたり40万円（消費税・地方消費税は含まない）※千円未満切り捨て

（最低申請額）

なし

（補助回数）

1 事業者につき1回（上限に達しない場合は、再度申請も可能）

【補助金算定例】

①市内事業所（店舗）の場合

A 店：対象経費 100万円×補助率4／5≒40万円（上限額）

補助金申請額 40万円

②複数事業所（店舗）所有の場合

A 店：対象経費 30万円×補助率4／5≒24万円

B 店：対象経費 50万円×補助率4／5≒40万円（上限額）

補助金申請額 計 64万円

5 補助対象経費（経費区分）

（1）備品購入費

その性質・形状を変えずに、比較的長く使用し、かつ保存できる物品の購入に要する経費

【例】

- ・換気機能付きエアコン、ウイルス除去機能付き空気清浄機、次亜塩素酸水生成器、自動手指消毒器、オゾン発生装置機
- ・セルフレジ、券売機、非接触体温計、サーマルカメラ

- ・レジや座席間の間仕切りアクリル板の購入費等
- ・キャッシュレス決済導入に係る経費
- ・W i - F i 機器の導入経費

(2) 委託料

事業者が直接実施することができないもの又は適当ではないものについて、他の事業者
に外注するために必要な経費

【例】

- ・オンラインショップの開設に係る経費
- ・タッチパネル式注文システムの導入経費

(3) 工事請負費

事業者が直接実施することができない工事又は適当でない用務について、外注するため
に必要な経費

【例】

- ・換気が向上する窓への改築、網戸の新設
- ・自動ドア、センサー式水栓、自動開閉式便座の設置 等

(補助対象外経費)

次に掲げる経費は、補助の対象外となります。

- ・消毒薬、石けん、ペーパータオル、マスク、エアコンフィルター等の消耗品費
- ・継続的に負担する経費（家賃、インターネット回線料、導入済みソフトの更新料等）
- ・人件費・家賃等の固定経費、損失補てん、借入に伴う支払利息、公租公課（消費税・地方消費税等含む）、不動産購入費、振込手数料、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費
- ・当該補助金の交付決定以前に着手（契約・発注）した取組にかかる経費同一内容で、国や県に補助金申請を行い、その補助対象となっている場合。
- ・汎用性が高く、業務以外に使用する可能性が高いものの購入等に係る経費（パソコン、タブレット端末、プリンターその他周辺機器等（W i - F i ルーター購入費は除く）
- ・既存の設備・施設の単なる修繕、買い替え、清掃に係る経費
- ・リース料、交際費、飲食費、不動産購入費、保険料
- ・令和2年8月8日以前に支出した経費

事務手続き等の流れ

1 交付申請書の提出（申請者 ⇒ 市）

【申請方法】

下記の交付要綱及び募集要領をご確認の上、申請してください。

【申請受付期間】

令和2年11月2日（月）から令和2年11月30日（月）まで（当日消印有効）

ただし、予算額を超える申請があった場合、期間内であっても申請受付を終了します。

【提出書類】

交付申請時

- 1 補助金交付申請書（様式第 1 号）
 - 2 事業計画書（別紙 1）
 - 3 誓約書（別紙 2）
 - 4 その他関係書類
- ①営業活動を証する書類（次のいずれか 1 点）
- ・法人の場合：直近の確定申告書第 1 表の写し（税務署の収受日付印が押印されたもの）、開業届
 - ・個人事業主の場合：2019 年分の確定申告書第 1 表の写し（税務署の収受日付印が押印されたもの）、営業許可書、開業届
- ②見積書・カタログ等の写し（任意様式）
- ・エアコンや空気清浄機等は、感染症対策の効果を示す書類

2 事業の審査、交付決定の通知（市 ⇒ 申請者）

補助金申請内容が補助対象となり得るかの審査を行います。

3 変更交付申請書等の提出（申請者 ⇒ 市）

次の変更事由等に当たる場合には、遅滞なく変更申請を行ってください。

【変更事由】

- ・補助金額の変更
- ・事業期間の延長
- ・事業の中止
- ・事業内容の大幅な変更 など

【申請書類】

- 1 補助金変更交付申請書（様式第 6 号）
- 2 事業計画書（別紙 4）
- 3 その他関係書類

4 実績報告書の提出（申請者⇒市）

【報告期限】

事業完了後、20 日以内または令和 3 年 3 月 31 日のいずれか早い日

【提出書類】

- 1 事業完了実績報告書（様式第 3 号）
- 2 事業報告書（別紙 3）
- 3 支払日、品名、金額（税抜）等の内訳が分かるもの（見積書又は請求書）
支出の金額及び内容等を証明する関係書類（領収書等の写し）

※令和2年8月8日以降に支出したもの

4 事業実施写真（任意様式）

※佐賀県観光連盟のピクトグラムを使用し「新型コロナウイルス感染防止取組宣言店」の取り組みが確認できる写真

※備品の個数等が確認できるようにしてください。

※工事の場合は、着工前と完了後が比較できるようにしてください。

5 その他関係書類

5 額の確定通知（市 ⇒ 申請者）

実績報告書に不備等が無い場合、到着から10日程度を目途に通知します。

6 請求書の提出（申請者 ⇒ 市）

【提出書類】

補助金等交付請求書（様式第5号）

7 補助金交付（市 ⇒ 申請者）

請求書が到着したら、約3週間を目途に指定口座に振り込みます。

8 提出方法および提出先

新型コロナウイルス感染予防の観点から、下記のいずれかの方法で申請してください。

※送付後に、必ず送信確認のご連絡をお願いいたします。送信エラー等が発生した場合につきましての責任は当市では負いかねます。

①【FAXによる申請】

武雄市商工観光課

FAX番号：0954-23-9113（申込専用回線）

②【メールによる申請】

申請専用メールアドレス

e-mail：tsunagu@city.takeo.lg.jp

③【郵送による申請】

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12-10 武雄市商工観光課 あて

④【持参による申請】（申請受付箱）

コロナウイルス感染症拡大防止のため、市役所3階商工観光課前に設置する申請受付箱に投函してください。

●主な対象事業（経費）例一覧	
用 途	具 体 例
飛沫感染を防ぐもの	・受付カウンター、レジ、座席間の間仕切りアクリル板等の設置、客間仕切り板、ビニールカーテン、防護スクリーン等の設置 ・ソーシャルディスタンス確保のための床サイン等の設置 など
換気を図るもの	・換気扇、換気窓等の新設又は改築 ・網戸、換気機能付エアコン、空気清浄機等の設置 （既存より換気機能やウイルス除去効果が向上することが条件です。買い替え、修理は対象外です。）
ウイルス除去や抗菌加工を施すもの	・除菌剤の噴射装置、消毒設備の設置（オゾン発生装置、紫外線照射機等の設備導入 など
体温を確認するもの	・非接触型体温計、サーマルカメラ等の購入 など
非接触を図るもの	・キャッシュレス決済導入に係る経費、センサー式水栓設置 など
新業態スタートに係るもの	・オンライン販売体制の整備にかかる経費 など

【対象外経費】

次に掲げる経費は、補助の対象外となります。

- ・消毒薬、石けん、ペーパータオル、マスク、エアコンフィルター等の消耗品費
- ・継続的に負担する経費（家賃、インターネット回線料、導入済みソフトの更新料等）
- ・人件費・家賃等の固定経費、損失補てん、借入に伴う支払利息、公租公課（消費税・地方消費税等含む）、不動産購入費、振込手数料、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費
- ・当該補助金の交付決定以前に着手（契約・発注）した取組にかかる経費同一内容で、国や県に補助金申請を行い、その補助対象となっている場合。
- ・汎用性が高く、業務以外に使用する可能性が高いものの購入等に係る経費（パソコン、タブレット端末、プリンターその他周辺機器等（Wi-Fiルーター購入費は除く）
- ・既存の設備・施設の単なる修繕、買い替え、清掃に係る経費
- ・リース料、交際費、飲食費、不動産購入費、保険料